

## 世界のエンジニア資格情報 05 ~ オーストラリア編 ~

青葉 堯

社団法人日本工業技術振興協会

### 1. オーストラリア(豪州)の背景

オーストラリアを論じるときは、2つの伝統に注目する必要がある。第一は、イギリスが開拓した歴史がある。第二は、移民政策が国の基本である。

第一に、イギリスの影響が非常に大きい。イギリスでは、資格エンジニアは陛下の勅許と言う意味のチャータードエンジニアと言っているが、それはイギリス本国でしか許されない伝統ある名前である。従って、オーストラリアでは、アメリカ式にプロフェッショナルエンジニアと言う。ただ、制度は、アメリカ式よりイギリス式である。イギリスは厳しい階級社会になっており、エンジニアは一つの階級である。エンジニアとテクノロジストは階級が違い、相互に行き来することができない。これは日本人には理解困難な社会(日本には階級がない)であるが、オーストラリアはイギリス式である。日本の高年齢層では、先進国であるイギリスに倣って、日本でも技術者資格は階級になりえるというイメージを持つ者が多いが、日本では階級にならない。技術がイギリス同等以上に進歩普及した日本では、特別な場合(シビル関係の一部)を除き、資格なしで技術が使える状況にある。

第二に、外国人が移民に来たがるという前提に立っている。移民を厳しく審査している。出稼ぎはさらに厳しく制限している。技術者資格の国際化についてはAPECエンジニア(APEC域内で国際的に活動できることを目指したエンジニア資格)に参加し、ワシントンアコード(大学制度の国際協議)にも参加している。これら国際化の実現については意欲的である。オーストラリアは、日本と世界で最初に相互承認の協議をしたことは良く知られ、アジアの各国に期待を持たせるものとなった。

しかし、実際は相当困難な状況にある。その原因は、日本側にある。日本側から、当面シビルを除くという発言が出て、それでは事実上協議の意味がないと、例えば韓国から失望感が表明されたと言う。技術者資格は、シビルだけではないが、その国の技術者資格を持たなければその国で仕事ができないというのは、事実上シビルだけと言ってよい。日本の高年齢層では理解困難な者が多いが、最近の技術の著しい進歩により、シビル以外では既に国境は大きな障壁にはなっていない。

### 2. オーストラリアと日本の技術者資格の相互承認問題

両国の国力と技術力の格差に注目する必要がある。日本の高年齢層では、両国の国力と技術力について、「日本の方が低い」というイメージを持つものが多い。かつてはそうであったが、いつのまにか逆転している。国力については、日本とは非常に大きな格差がある。技術力についてはさらに大きな格差があること(一部例外を除く)が現地に行けばよくわかる。従って、日本の技術資格者が、オーストラリアに移民することは事実上想定できない。この状況はオーストラリア当局も認識しているため、日本からの出稼ぎや移民希望者は、たとえ相互承認になるべき技術者資格を有していたとしても、日本で食えない不良日本人と見なされるおそれがある。

就業ビザが要らない出張等は、論議の必要がないが、日本の中高年齢層では、名刺に書けるかどうかの議論をすることさえある。もちろん、日本の資金や日本の会社の仕事は、議論の対象外である。実際に、オーストラリアで活動する日本人は、日本の資金や日本の会社の仕事あるいは日本人向けの仕事をしていて、オーストラリアのための仕事をしているエンジニアは、事実上いないであろう。

オーストラリアと日本の間では次項の協議をした実績がある。しかし、本日現在、例えば、どこかの市役所でどこかの外国の技術者資格を自国の技術者資格と認めて、市役所の仕事を発注したという話は、聞いていない。つまり現実的な話になっていない。

APEC エンジニアでは、英語で仕事することが可能としているが、日本は日本語だけが公用語で、APEC 域内でも、日本に限っては英語は法的に通用しない。

### 3. オーストラリアと日本との協議実績(2003年10月1日)

文部科学省は、日本国において技術士の名称使用権の付与に係る権限を有しており、この枠組みにおける第一の署名者である。日本技術士会は、日本国における指定試験及び登録機関であり、また、日本国の APEC エンジニアとしての登録のため、技術士からの候補者の審査を日本モニタリング委員会によって委託されており、この枠組みにおける第二の署名者である。

オーストラリアエンジニア協会は、オーストラリア国においてプロフェッショナルエンジニア登録を維持するための権限を承認されており、オーストラリアモニタリング委員会によってオーストラリア国の APEC エンジニア登録を承認されており、この枠組みにおける第三の署名者である。

オーストラリアエンジニアリング登録委員会は、公衆の利益を保護する目的でエンジニアリング登録の運用を監督するために設立されており、この枠組みにおける第四の署名者である。

両国のモニタリング委員会は、それぞれの国において APEC エンジニア登録を運用する権限を APEC エンジニア調整委員会によって承認されており、両者は共にこの登録を設立し運用を継続している。それぞれの国は、それぞれの国においてプロフェッショナルエンジニアとしての登録/免許に必要な全ての要求事項は、以下の条項及び除外事項を条件として、相手国の APEC エンジニア登録簿に記載されているエンジニアによって満たされることについて合意する。

この枠組みは、個人業務又は法廷において係争中の不法行為には適用されない。この枠組みは、第三者の国/APEC エコノミーのプロフェッショナル団体が関与した相互承認協定によって自国のエンジニア登録/免許を得た、その当該自国のエンジニアには適用されない。

この枠組みは、相手国の APEC エンジニアである者に対し、それぞれの国のエンジニア登録/免許を許可することを目的とする。この枠組みは、次の標準、基準、手続き及び手段を定める：

- 客観的で透明性のある基準に基づくこと、例えば職能及び役務提供の能力など
- 役務の品質を保証するのに必要以上の負担としないこと
- 国境を越えて役務を提供することに対して偽装的な制約を制定しないこと

この枠組みは、自国の APEC エンジニア登録簿に氏名が記載された登録/免許エンジニアに適用する。そのエンジニアの出生地又は教育を受けた場所によって差別しないものとする。

この枠組みは、申請者個人の要求、及びそれぞれの国の法令上の制約に基づき、恒久的又は暫定的に登録/免許を付与することを目的とする。

この枠組みは、両国が類似の範囲を有する技術分野、すなわち、APEC エンジニアマニュアルに記載された機械、電気、化学の技術分野に適用する。

この枠組みは、異なる範囲を有する技術分野には適用しない。  
(以下記載略)